

## 登校届について

ご息が下記の病気にかかった場合は、感染防止のため、学校保健安全法の規定より「出席停止」となります。医療機関において加療の上、他に感染のおそれがないと認められた後に登校してください。

なお登校の際には「登校届」の提出が必要になります。保護者におかれましては、2 ページ目にある「登校届」をダウンロードしていただき、必要事項をご記入の上、生徒を通じて担任に提出してください

※医師による診断書（証明書）は必要ありません。

※出席停止の場合は欠席扱いになりません。

### 主な学校伝染病と出席停止の基準

インフルエンザ 百日咳  麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）  風疹（3日はしか） 水痘（水ぼうそう） 喉頭結膜炎（プール熱）	発症した後5日かつ熱が下がってから2日後まで 特有の咳がとれるまで、 <u>または5日間の抗生剤治療が終わるまで</u>  熱が下がってから3日後まで 耳の下 <u>などの腫れが</u> 出してから5日かつ全身状態がよくなるまで  発疹が消えるまで すべての発疹がかさぶたになるまで 主な症状がなくなって2日後まで
結核 <u>髄膜炎菌性髄膜炎</u> 腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他	医師により <u>感染</u> のおそれがないと認められるまで

※上記以外にも出席停止の対象となる疾病があります。医師より指示がある場合はそれに従ってください。下線部は平成24年4月1日に追加等された部分です。

# 登校届

明法中学・高等学校  
校長 下條 隆史 殿

中学校 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 組  
高等学校 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

診断名 \_\_\_\_\_

上記の疾病で平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで欠席しましたが、

\_\_\_\_\_ 病院（医院）にて加療の結果、他への感染のおそれがないと

認められましたので、\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日より登校しました。

（届出日）平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

本校使用欄

担 任	教 務 部	処 理